

守口市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりの推進を図り、もって子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることのできる団体は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベントを主催する団体
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守口市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前の日から、7日前の日までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承諾等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、守口市移動式赤ちゃんの駅貸出承諾書（様式第2号）又は守口市移動式赤ちゃんの駅貸出不承諾書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、7日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りではない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、原則として自ら守口市子育て世代包括支援センターにおいて移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承諾の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合は、貸出しを取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承諾を取り消した場合は、守口市移動式赤ちゃんの駅貸出承諾取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出している場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承諾の取消しにより使用者に損害が生じて、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅が破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行ない、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が破った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。